

市の財政

昭和50年9月30日現在

人口 154,669人
世帯数 45,910世帯
面積 103.68平方キロメートル

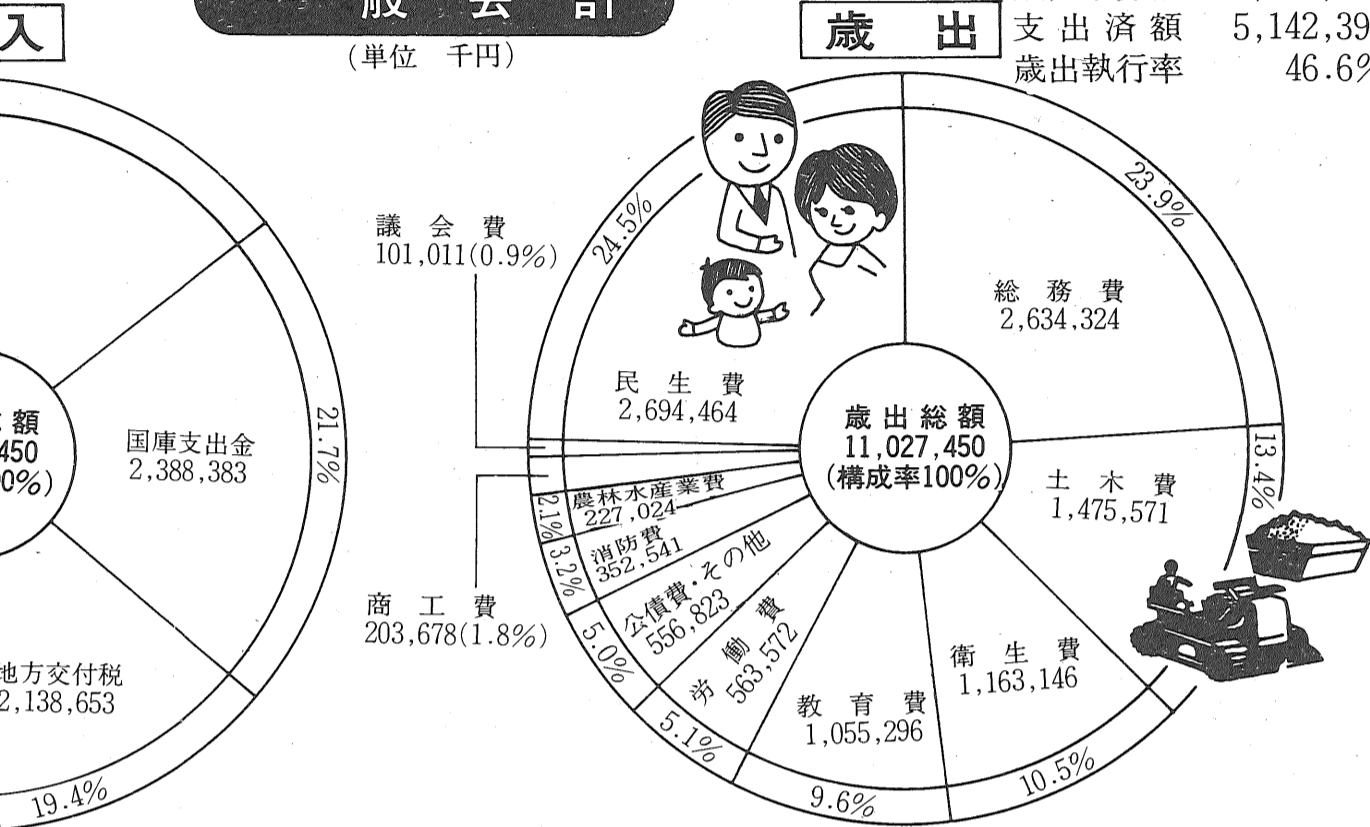
昭和50年度予算執行状況

一般会計

(単位 千円)

歳出

歳出予算額 11,027,450
支出済額 5,142,391
歳出執行率 46.6%



特別会計

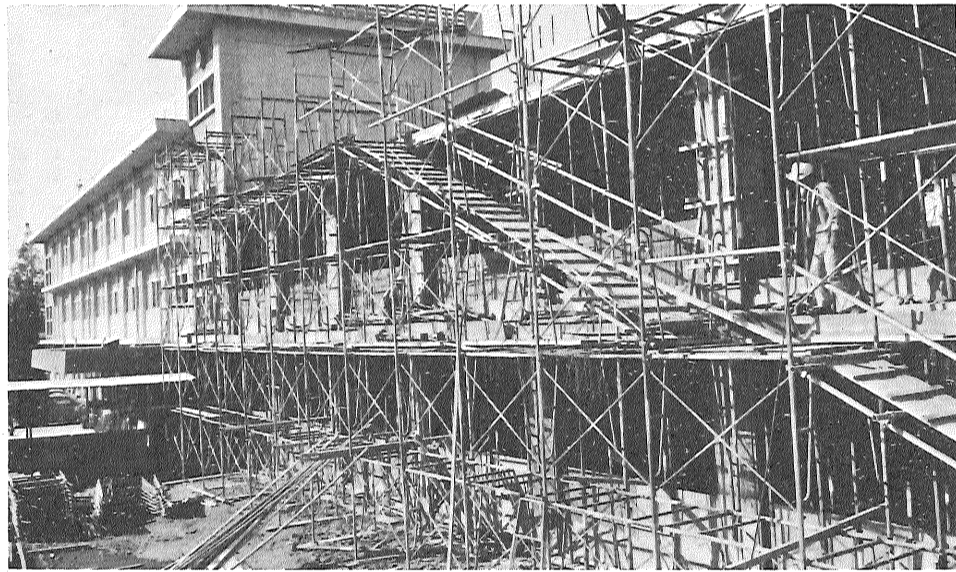
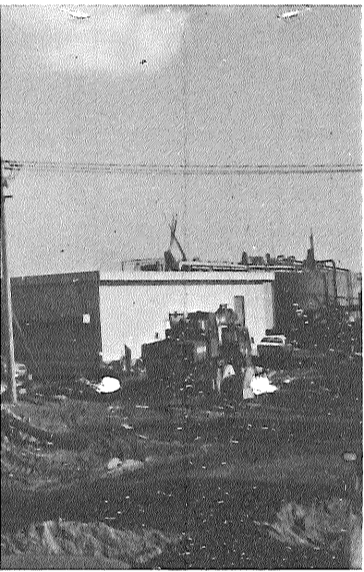
(単位 千円)

区分	予算額	収入済額	支出済額
多布施授産場	6,881	3,645	3,722
公益質屋	12,056	6,972	7,766
神野土地 区画整理	989,527	168,123	307,254
国民健康保険	2,557,414	1,062,793	833,501
農業共済	203,978	160,007	87,792
公共下水道	3,128,483	496,826	495,303

企業会計

(単位 千円)

企業名	区分	予算額	執行額
交	収益的収入	1,008,980	505,384
	収益的支出	974,003	443,034
通	資本的収入	45,565	13
	資本的支出	125,040	43,083
ガ	収益的収入	571,402	253,246
	収益的支出	615,331	287,006
ス	資本的収入	30,020	974
	資本的支出	103,892	28,146
水	収益的収入	636,798	359,247
	収益的支出	900,335	418,473
道	資本的収入	330,352	1,841
	資本的支出	454,289	78,999

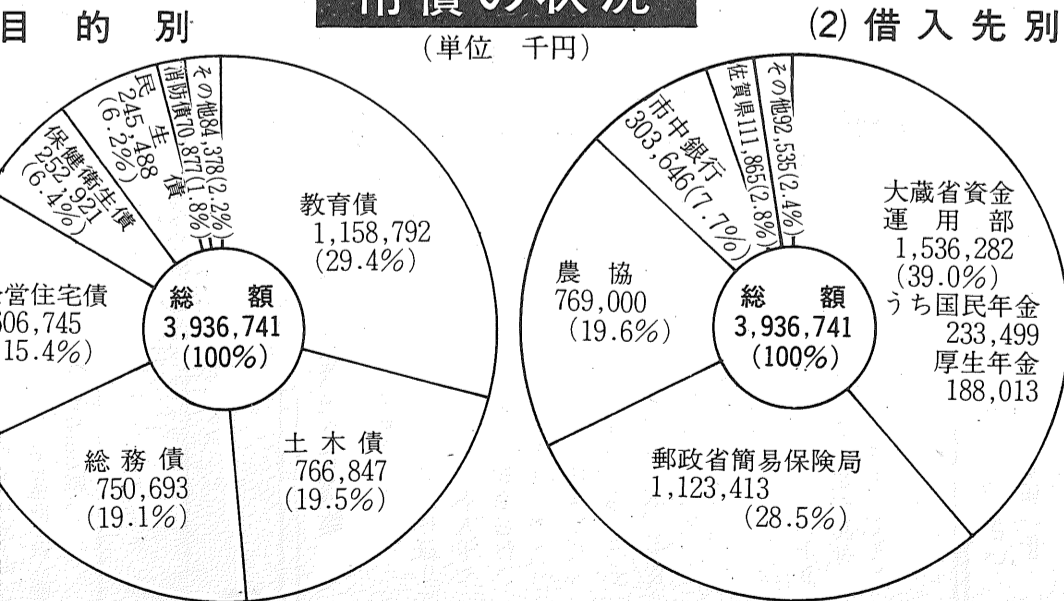


整備が進む南事業所

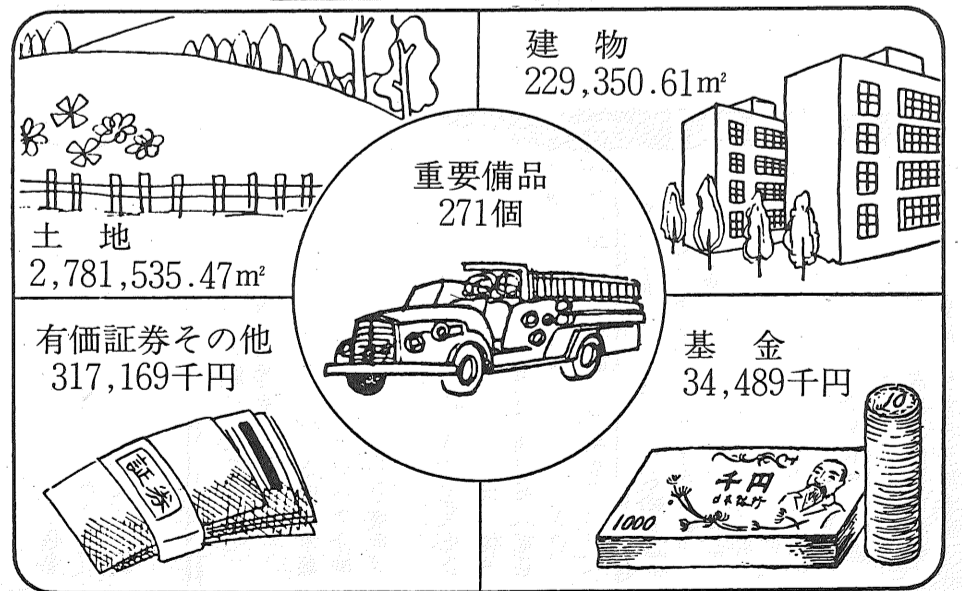
高木瀬小学校校舎増築工事

市債の状況

(単位 千円)



市有財産の状況



佐賀市

昭和50年

佐賀市告示第91号

地方自治法第243条の3第1項の規定に基づく佐賀市「財政状況」の作成及び公表に関する条例の定めるところにより、昭和50年4月1日から昭和50年9月30日までの間における本市財政状況を次のとおり公表する。

昭和50年11月29日

佐賀市長 宮田 虎雄

昭和49年度決算見込

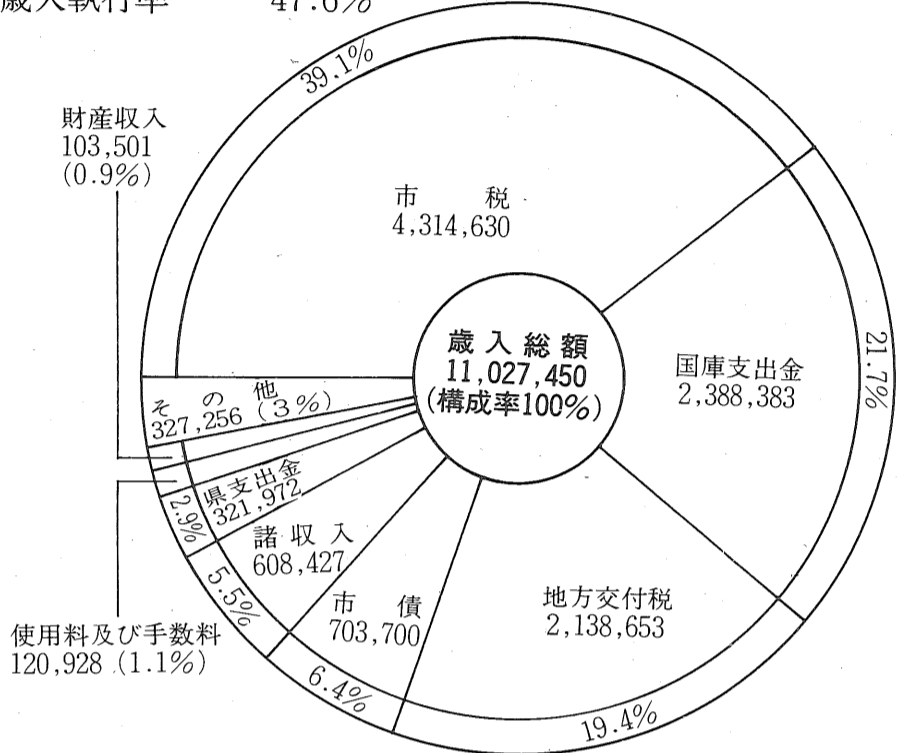
(単位 千円)

一般会計

歳入 収入済額10,608,467(100%)		支出済額10,541,980(100%) 歳出	
3,863,535 (36.4%)	市 税	2,286,025 (21.7%)	民 生 費
2,132,175 (20.1%)	国庫支出金	2,284,540 (21.7%)	総 務 費
2,039,083 (19.2%)	地方交付税	1,845,672 (17.5%)	土 木 費
1,032,900 (9.7%)	市 債	1,103,273 (10.5%)	教 育 費
408,910 (3.9%)	県支出金	925,102 (8.8%)	衛 生 費
340,812 (3.2%)	諸 収 入	531,384 (5.0%)	労 働 費
250,534 (2.4%)	財 産 収 入	438,914 (4.2%)	公 債 費
188,421 (1.8%)	繰 越 金	379,762 (3.6%)	農 林 水 産 業 費
111,275 (1.0%)	使用料及び手数料	357,964 (3.4%)	消 防 費
72,972 (0.7%)	負担金及び分担金	237,764 (2.2%)	商 工 費
71,006 (0.7%)	自動車取得税	136,914 (1.3%)	議 会 費
59,219 (0.6%)	地方譲与税	14,666 (0.1%)	災 害 復 旧 費
37,625 (0.3%)	その他		

歳入予算額 11,027,450
 収入済額 5,254,236
 歳入執行率 47.6%

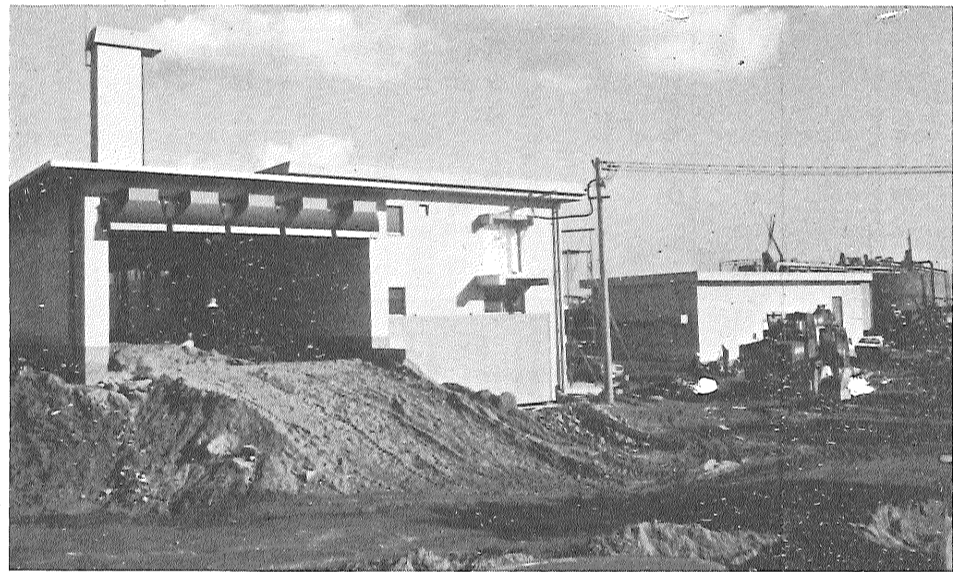
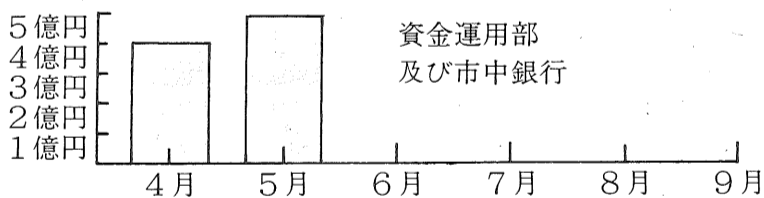
歳入



歳入		特別会計		歳出	
2,178,982	国民健康保険	1,987,180			
914,747	公共下水道	1,034,122			
678,645	神野土地区画整理	589,878			
149,107	農業共済	88,275			
14,803	公益質屋	14,746			
6,211	多布施授産場	5,756			

昭和50年度一時借入金の状況

各月末借入現在高



整備が進む南事業所

市税の負担状況

(予算計上額に対する)

市税合計

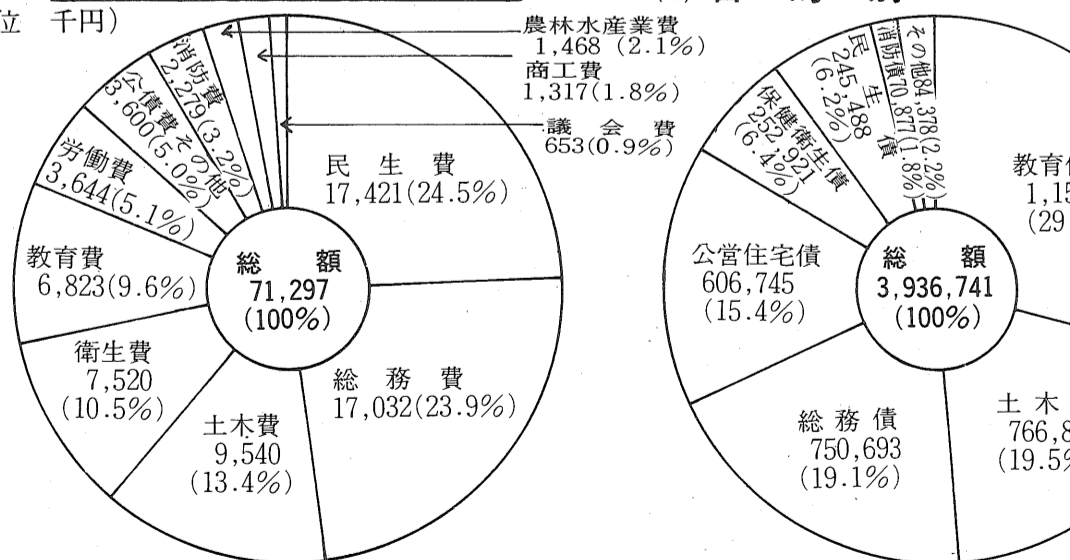
一世帯当り 93,980円
 一人当り 27,896円

1 人 当 り		1 世 帯 当 り	
15,184円	市 民 税	51,153円	
8,088円	国 定 資 産 税	27,248円	
1,853円	た ば こ 消 費 税	6,244円	
1,115円	都 市 計 画 税	3,756円	
1,049円	電 気 税	3,535円	
607円	ガ ス 税	2,044円	
	軽 自 動 車 税		
	そ の 他		

市民一人当りの関係予算の状況

(予算計上額に対する)

(単位 千円)



小雨の口演技を披露

若桐園の合同練習会

来年、開催される「若桐園」開会式で集団演技を披露する小学生部門の第一回合同練習会が、市内全小五五生約二千四百人が運動着姿で参加し、十一月十八日小雨降る中、中泉総合運動場で行われました。

若桐園では、集団演技を四部門に分け、婦人の「よこそ佐賀へ」、高校生の「面わんばくマーチ」、「ドレミの歌」を力強く演奏、赤・青・黄色のタスキに分かれた面浮立隊約千七百人が、グラウン



小雨にめげず面浮立隊の見事な演技 力強く演奏する金管バンド隊

保育所(園)の入所受付

申請用紙は12月20日から交付

市では、昭和五十一年度保育所(園)の入所希望者の受付を、次の要領で行います。

入所の資格は、保護者の労働または疾病等の理由で、やむなく児童の保育に欠けると認められる家庭の児童を対象にします。

入所ご希望の方は、次の書類をそろえて期日までに入所園の手続きをしてください。

① 入所(園)決定については、市社会課から通知します。

② 住民票謄本(昭和五十一年一月一日以降分)

③ 税額証明書(就労に関係なく、学生を除く十五歳以上全員)

④ 給与所得者は、源泉徴収票(五十年分)、とれぬ方は、勤務先発行の勤務証明書

⑤ 自営証明書、農業、商売等の自営の場合および内職で注文先の一定していない場合は、

税の標語

矢野さんらが入選

さきに、佐賀税務署で募集していた「税の標語」の作文(小学生)に、矢野さんらが入選されました。

入選作品は、

「税金は世のため人のためほくのため」

「納税は住みよいくらしの第一歩」

「城西中学校藤原由子」

「城西中学校藤原由子」

「納税で豊かなくらしよ」

「城西中学校藤原由子」

「税金は世のため人のためほくのため」

「城西中学校藤原由子」

水道反対事件(二)

福岡

水道反対者の配ったチラシが不穏なものとして、治安警察法第十四条に抵触した。発起者とみられた六名が警察に検査されたため、騒ぎは一層大きくなった。

治安警察法にふれた反対派の文書は次のとおりである。「市長野口龍蔵および賛成議員は、首が胴に着いて行くといい、然るに佐賀市書教五十六百中、市

「被差別部落」はいくらも

被差別部落は徳川幕藩体制の中でつくられ、明治維新以降も政治の中でその解決が放置されてきた。

わが国の歴史をひもとくと、江戸時代以前も政治の中で賤民制度がつくられてきた。しかし、その身分は終生のものではなくなり、機会があればその身分から抜け出すことができた。

たとえば、豊臣秀吉のように水のみ百姓の身分に生まれ、織田信長に仕え、さうり取りからはじまって武士となり天下を取ることができた。

身分制度の確立

ところが、江戸時代になると、徳川幕府は権力で人民を支配し政治の実権を長く保ち続けるために身分制度を確立した。即ち、「士農工商」の身分を決め、これを世襲としました。この「士農工商」という分裂支配については私たちが教育を受けましたが、現在の小中学校では、教育書の中で「士農工商」および最下級の身分「えた・ひんにん」の身分がつけられたことを学習します。

幕藩体制の中で、なぜ「えた・ひんにん」の身分をつくらねばならなかったのでしょうか。

ひとことにはいえないが、幕藩体制の中で支配者としての武士が「農工商」の大家を支配していくにつれて、身分に差が生まれ、身分がつけられた。この程出来あがり、次の日程で配本します。

市教育委員会は、「佐賀市の文化財」を配本します。

二年 田中春代
三年 佐藤仁美

みんなで解決しよう 部落問題

元禄時代になると、武士の財政が極度に困窮し、その対策として百姓の年貢が重くなり農民の生活はみじめで悲惨な状態に追いこまれてきた。国民の八割五分を占める農民は自らの生活権を守るために不満が爆発し「百姓一き」という抵抗になってあらわれてきた。

この不平不満をそらす仕組として、政治的・強制的に最下級の身分がつけられ、居住地として荒地や町はずれを指定し(被差別部落)職業は、人のいやがるしごとや役人の手先(長吏のしごと)などをさせられ、人外の人としてきびしい差別政策がとられた。

つまり、農民から重い年貢を搾取するために「上見て暮らすな、下見て暮らせ」の思想を政治的に広げ、「農工商」が自分たちより更に下の身分がいると考え、自分をなぐさめ不平不満を押さえるための巧妙な政策だったのです。

三百年前の封建時代とはいえ、同じ日本人を「士農工商」および「えた・ひんにん」という身分をつくることはゆるせないことであり、まして現在の民主社会にまでこれが引きつがれ、きびしい人権無視の部落差別が未解決のまま残存することは断じて許されぬことである。

同和対策特別措置法にも明示してあるとおり「国および地方公共団体の責務」として、また「国民的課題」として早急に解決しなくてはなりません。

寄付お礼

委員会での配本は午前中、故又子殿、高木瀬町永利殿(故峯雄殿)、紺屋町小林ハルヨ殿(故貞雄殿)、多布施二丁目遠田千鶴子殿(故源吾殿)、田代二丁目森保殿(故力三殿)、草場大城源助殿(故フミ殿)、野西三丁目佐藤静江殿(故新殿)、六座町小沢のぶ殿(故義忠殿)、本庄町田淵千恵子殿(故重頭殿)、多布施四丁目古瀬豊栄殿(故信奇殿)。

市社会福祉協議会では、次の方がから社会福祉事業資金の寄付をうけ、その厚志に感謝しています。

天神二丁目八木勇殿(故栄次殿)、西与賀町北村ツマ殿(故重頭殿)、中ノ郷鶴田隆平殿(故晴故信奇殿)。

公民館名	配本日
池立瀬	12月25日
蓮金嘉	12月26日
川保鍋本松野	12月27日
北久瀬	12月28日
勢庫木与興誘新	12月29日
巨兵高西勸循日市	12月30日

合は、地区民生・児童委員の証明

⑦ 医師の診断書(保護者が病気または、出産の場合)

保育所(園) 入所受付日程

保育所(園)名	所在地(受付場所)	受付日
光明保育園	蓮池町大字蓮池二八二	一月九日
城西	西与賀町大字高太郎二六四	一月十日
嘉瀬	嘉瀬町大字萩野六五	一月十日
尚賢	鍋島町大字久二五四	一月十日
愛の泉	水ヶ江六丁目二二一	一月十日
清光	呉服元町五一八	一月十日
巨勢	巨勢町大字牛島四二五二二	一月十日
城北	高木瀬町大字長瀬六五五	一月十日
佐賀	多布施二丁目二二二	一月十日
高木	若宮三丁目二二二	一月十日
市立城東保育所	田代二丁目四三三九	一月十日
日新	長瀬町二九一四	一月十日
成章	成章町五二二	一月十日
川原	川原町四四四	一月十日
乳児	堀川町二四	一月十日
若葉	日の出二丁目一九一	一月十日
堀江保育園	神野西二丁目二二一〇	一月十日
福祉事務所社会課	市役所内	一月十日